

「開発法学」事始

安田信之

アジア経済研究所での最後の仕事として、仲間たちと『第三世界開発法学入門』（アジアを見る眼No.86、アジア経済研究所、一九九二年）を世に問うてからも一五年になる。その動機には、当時既に崩壊していた「法と開発運動」（LDM）を単なる「運動」としてではなく、「学」として再生・確立したいという強い想いがあった。当時、現在のようなこの分野の「盛況ぶり」など予想だにせず、それを比較法社会学の開発途上地域に特化した一分野と漠として考えていた。今でも方法論上の基礎はそのあたりにあると考えている。もともと、開発法学はいまだ「開発途上」にあり、それが学として完成するためには研究对象や方法についての多様な議論が可能であり、かつ不可欠である。既に私自身の提案は『開発法学 アジアポスト開発国家の法システム』（名古屋大学出版会、二〇〇五年）をはじめいくつものところで行っている。ここではその草創の頃を振り返りながら、その基礎にあるものを考えてみたい。

実を言えば、アジア経済研究所での開発法学への関心はさらに一〇年遡り、一九八〇年に『法と発展―法と発展研究の将来』を研究会メンバーと所内資料として翻訳した時に始まる。同書は、一九七四年アメリカの「法と開発センター」が当時危機に直面していた法と開発運動の再生を狙ってその問題点を総括したもので、従来の法律紹介中心型の法制研究を超える新しい方法を模索していた研究会にとっては斬新であった。これが日本での最初のLDM紹介文献ではないかと思う。当時一橋大

学大学院在学中であったピシエット・マオラノン氏（前新潟大学客員教授）が、この文献を含む多くの文献を紹介してくれた。この意味では、同氏は日本の開発法学の草創期の最大の功労者である。

同氏が次々に持ってきてくれる文献を読みながら、LDMの限界は、何よりも法律（規範）の制定により社会改革がなしうるとする短絡的な欧米法中心主義であると知った。なお、今では信じ難いことだが、当時は「開発」というコトバ自体にネガティブなイメージが付きまとい、喧々諤々の議論の末Developmentの訳語として「発展」をあてたことも懐かしく思い出される。その後のアジア研での法制調査は、対象や方法が多様であっても、少なくとも法が現地の社会や文化の脈絡のなかでいかに機能しているかという問題への関心があったと思うし、今でも、これが開発法学の核心部分であると考えている。

一九九〇年代後半から世銀や日本政府による「法整備支援」が積極化するとともに、再びLDMは盛況を迎えている。しかし、グローバル化の進行によって世界の均質化が進んでいることを認めるにしても、現地の社会や文化への眼差しを欠いた「法と開発研究」は、結局のところ、援助ビジネスたらざるを得ない「法整備支援」の下僕でしかありえないし、そうである以上、決して「学」としての「開発法学」とはなり得ないのではないかと考える。

（やすだ のぶゆき／関西大学政策創造学部教授）